

## 教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 録

平成31年3月22日 午後3時00分 開議

## 出席委員

教 育 長	高 本 訓 久
委 員	戸 莉 恵理子
委 員	林 正 美
委 員	菅 沼 由貴子
委 員	渡 辺 時 行

## 説明のための出席者

教育部長	関 原 秀 一
教育部次長兼生涯学習課長	前 田 清 彦
教育部次長兼学校教育課長	今 泉 一 義
教育部次長兼中央図書館長	細 井 正 久
庶務課長	酒 井 保 吏
学校教育課主幹	小 林 和 弘
生涯学習課主幹	林 弘 之
スポーツ課長	戸 莉 憲 司
学校給食課長	寺 部 優
中央図書館主幹	尾 崎 浩 司

## 教育長が指定した事務局職員

主 事	瀬 野 正 章
主 事	柴 田 訓 代

## 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 教育長職務代理者の指名
- 第3 第8号議案 平成31年度教育委員会職員の人事異動について（非公開）
- 第4 第9号議案 豊川市大橋屋（旧旅籠鯉屋）管理規則の制定について
- 第5 第10号議案 豊川市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
- 第6 第11号議案 豊川市教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正について
- 第7 第12号議案 平成31年度における豊川市図書館の休館日について
- 第8 第13号議案 豊川市社会教育審議会の答申について

- 第9 第14号議案 豊川市立小中学校の規模に関する基本方針の策定について  
第10 その他報告 平成31年3月定例市議会における教育問題について

「高本教育長」 定刻になりましたので、ただ今から教育委員会を開会し、直ちに会議を開きます。始めに、日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。本日の議事録署名委員は教育長におきまして、菅沼・渡辺両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

「高本教育長」 続きまして、日程第2「教育長職務代理者の指名」を行います。本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第13条第2項の規定によりまして、教育長が職務代理者を指名するものです。平成31年4月1日からの教育長職務代理者として、林委員を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

「高本教育長」 日程第3、第8号議案「平成31年度教育委員会職員の人事異動について」を議題といたします。なお、本案は職員の人事に関する案件でございますので、議事は非公開とし会議内容の議事は別に記録するという事によろしいでしょうか。  
(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認め本案は非公開といたします。それでは事務局から説明をお願いいたします。

「関原教育部長」 第8号議案「平成31年度教育委員会職員の人事異動について」を資料に基づいて説明。

(以下、議事内容は個人情報に関わるため、議事を非公開)

「高本教育長」 続きまして、日程第4、第9号議案「豊川市大橋屋(旧旅籠鯉屋)管理規制の制定について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

「前田教育部次長」 それでは3ページをご覧ください。昨年11月の教育委員会定例会において豊川市大橋屋(旧旅籠鯉屋)の条例をご審議いただきました。その後12月市議会においても可決しましたので、4月24日を施行日として条例が制定されております。それに合わせて、条例に定められていない利用者の遵守事項などを管理規則として定める必要があるため、議案として提出したものです。内容は、昨年度に定めた平和公園と同じ様な内容でございますので、改めて詳しい説明はいたしません。が、条例と合わせて今年の4月24日を施行日としております。本日お手元にチラシを配付させていただきましたが、条例に定められた開館時間や休館日、イベント等の案内を載せております。4月24日は、正午からの一般の方の入場に先立って、10時から開館式を現地で行う予定です。委員の皆様にもご案内をさせていただく予定ですので、是非ご出席をお願いいたします。説明は以上です。

「高本教育長」 施設の公開に合わせた管理規則の制定ということですが、この件についてご質疑がありましたらお願いいたします。

「戸苅委員」 開館時間が10時から4時ということですが、以前、林委員から、近

くの「よらまい館」に合わせたらどうかという提案がありましたが、その後変わらなかったという事でしょうか。

「前田教育部次長」 昨年11月の定例会でそのようなご意見はいただいたのですが、条例に記載する時間は10時から4時とさせていただいて、実際にはイベント等の開催時においては、時間を延ばすなどの対応をしたいと考えております。開館時間は、御油の松並木資料館に合わせております。よらまい館と同じようにというお話もありましたが、今後の運用の中で、その辺りのバランスを取った方が良いとなれば改めて検討していきたいと思っております。必要に応じて柔軟に対応していきたいと考えております。

「高本教育長」 開館時間については柔軟な対応をしていきますが、規則上はこの時間設定とさせていただくということでご理解をいただきたいと思っております。他にいかがでしょうか。特にご質問等がなければ採決を行いたいと思っております。本案はただ今の原案のとおり可決するというご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認め、日程第4、第9号議案「豊川市大橋屋（旧旅籠鯉屋）管理規制の制定について」は原案のとおり可決いたしました。

「高本教育長」 続きまして、日程第5、第10号議案「豊川市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

「酒井庶務課長」 それでは、第10号議案「豊川市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」を説明いたします。これは、第9号議案で説明のありました豊川市大橋屋（旧旅籠鯉屋）管理規則の制定に伴い必要とされる整理を行うものです。新旧対照表をご覧くださいますと、第10条の（公所の事務等）につきまして、生涯学習課の所管する公所として公民館や平和交流館等がございますが、新たな公所として豊川市大橋屋（旧旅籠鯉屋）を追加するものです。なお、事務は「市の文化財の保存及び活用を図り、市民の文化の向上と観光の振興に寄与するため施設の運営管理を行うこと。」となっています。また、第11条の（公所に置く職等）も同様の趣旨により、豊川市大橋屋（旧旅籠鯉屋）に館長を置き、職務は「上司の命を受けて豊川市大橋屋（旧旅籠鯉屋）の業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。」となっています。併せて、別表（第2条、第3条関係）で、生涯学習課文化財係の事務分掌として、豊川市大橋屋（旧旅籠鯉屋）の管理運営に関するものを追加するものです。なお、この規則改正は、平成31年4月24日から施行するものです。以上で第10号議案の説明を終わります。

「高本教育長」 4月24日の豊川市大橋屋（旧旅籠鯉屋）の開館に合わせて、教育委員会事務局組織の生涯学習課の中に公所として加え、その事務内容が追加されました。また、館長を置き、その職務内容が加わるということです。この件についてご質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。特にご質問等がなければ採決を行います。本案は原案のとおり可決するというご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認め、日程第5、第10号議案「豊川市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」は原案のとおり可決いたしました。

「高本教育長」 続きまして、日程第6、第11号議案「豊川市教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

「酒井庶務課長」 それでは、第11号議案「豊川市教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正について」を説明いたします。これは、本規則で引用する条例の改正に伴い必要とされる整理を行うものです。新旧対照表をご覧くださいと、第1条の(趣旨)にありますように、この規則は、豊川市個人情報保護条例の規定に基づき、教育委員会が保有する個人情報の保護等について必要な事項を定めていますが、この条例の改正に伴い、第2条の(実施状況の報告)につきまして、引用する条例の条項に繰り上がりがあったため、「第2条第3号」から「第2条第5号」に変更するものです。なお、この規則改正は、平成31年4月1日から施行するものです。以上で第11号議案の説明を終わります。

「高本教育長」 引用する条例が改正され、条項が変わったことに合わせての一部改正ということでご理解いただけるかと思いますが、何かご質問はございますか。特になければ採決に移りたいと思います。本案は原案のとおり可決するというご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認め、日程第6、第11号議案「豊川市教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正について」は原案のとおり可決いたしました。

「高本教育長」 続きまして、日程第7、第12号議案「平成31年度における豊川市図書館の休館日について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

「細井教育部次長」 第12号議案「平成31年度における豊川市図書館の休館日について」ご説明いたします。これは、豊川市図書館管理規則第3条の規定に基づき、中央図書館及び4つの分館における特別整理日を定めるものであります。平成31年度は中央図書館の特別整理日が平成31年11月12日から11月20日までの9日間、4つの分館の特別整理日を平成31年10月16日から10月18日までの3日間とするものです。特別整理日の時期及び日数につきましては、今年度とほぼ同様となっておりますが、所蔵する本や雑誌、新聞、視聴覚資料などの蔵書点検を実施するほか、建物、機械設備、消防設備の保守点検や営繕工事など毎年実施する必要があるためです。実施時期は、中央図書館におきましては、隣接する陸上競技場で開催されるシティマラソンの円滑な運営に寄与するために、近年は11月中下旬に実施しています。また、各図書館において長年同様の時期に実施する事で利用者にもある程度の

認知がされていることのほか、各設備の保守点検を同じ時期に実施することで、経年観測や事務的にも効果的・効率的ですので、当該機関を特別整理日とするものです。なお、実施の期間につきましては、館内の掲示物のほか、チラシの配布やホームページ、広報などで事前に周知を図っていきます。また中央図書館については、蔵書点検のほか保守点検や営繕工事などに支障がない範囲で2階の閲覧室を開放し、学習する場を少しでも提供するように考えております。以上で第12号議案の説明を終わります。

「高本教育長」 例年行われている特別整理日について、31年度は今示された日程で行いたいということでございます。設定理由や休館中の対応等については、説明のあったとおりです。ただ今の提案について、ご質疑がありましたらお願いいたします。

「林委員」 色々な事情からこの期間になるのも良く分かるのですが、毎年言っているように10月、11月というのは一番読書に適した時期であって、それなりの配慮はされているものの、この時期にこれだけ休館することが本当に市民サービスになっているのかと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

「細井教育部次長」 特別整理日につきましては先ほど若干ご説明させていただきましたが、図書館にある資料全てを点検する必要があります。他にも、営繕工事や設備の点検などを実施する必要もありますので、1年を通してどこかに設ける必要があるのですが、現在は11月の中下旬としています。秋のシーズンであるなどのご意見がありますが、夏は小中学生の皆さんはじめ学生の方が非常に多く利用します。春先については、営繕工事などの予算執行や設計の関係で、年度初めは難しい状況です。それから学校の試験等もありますので、12月以降は非常に多くの学生が利用するということもありまして、どの時期に設定しても色々なことがあります。そうした中で過去から何十年も同じ時期に実施していることと、様々な設備関係の点検が一年単位で実施されていますので、それを崩すと業者や関係機関に不都合が出てくるということもあります。どこかで実施しなければなりませんので、現状のところシティマラソンに合わせた中で網羅していくのが、一番効率的ではないかということで設定させていただいております。

「林委員」 シティマラソンを理由にはいけないと思います。それを前面に出すと、図書館を開館するよりもシティマラソンの方が大事だと受け止める方もいます。

「高本教育長」 どこに設定しても我慢していただかざるを得ない状況ですね。

「林委員」 非常に苦勞されている事は分かります。

「菅沼委員」 出来るだけ土日の数を減らして設定していますよね。

「高本教育長」 土日は1回になるように組んでいただいているということですね。

「細井教育部次長」 はい。

「林委員」 図書館を利用される人数が一番減るのは2月ごろではないですか。

「細井教育部次長」 本年度に関しては、そうではありません。

「林委員」 一番少ないのはいつですか。

「細井教育部次長」 年によって違うのですが、特に今年は夏場が暑かったので、

例年と比べると夏の利用が少し減りました。桜の咲く時期によっても違いますので、4月は5千人、1万人の差が出ることもあり一概には言えません。2月が必ずしも一番少ないということはありません。

「菅沼委員」 1月、2月は図書館の本を借りるかどうかは分かりませんが、テストなどの関係で学生たちが利用しますよね。

「高本教育長」 林委員のご指摘もありますが、逆に言えばそれだけ多くの市民に図書館を利用させていただいており、中々まとまった休みが取りにくいという事情は分かりました。この特別整理日の時期が毎年変わるのには利用者にとって不便なので、出来れば固定した時期に前もって市民の皆さんに分かっていただく方が良いと思います。ご意見もいただきましたが、様々な事情はあるようですので採決をさせていただきたいと思います。本案は原案のとおり可決するという事でお認めいただけますでしょうか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 ありがとうございます。異議なしと認めます。日程第7、第12号議案「平成31年度における豊川市図書館の休館日について」は原案のとおり可決をいたしました。

「高本教育長」 続きまして、日程第8、第13号議案「豊川市社会教育審議会の答申について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

「林生涯学習課主幹」 それでは、15ページをご覧ください。第13号議案「豊川市社会教育審議会の答申について」でございます。例年この時期に、次年度の社会教育に関する事項を社会教育審議会に諮問し、答申をいただいているものです。16ページをご覧ください。平成31年2月22日付けで社会教育審議会の会長から、豊川市教育委員会に対し社会教育法第13条の規定に基づく社会教育関係団体に対する補助金の交付等について答申がございました。下記にありますように、「平成31年度教育委員会（社会教育）の予算概要（社会教育団体補助事業）及び主要事業について、諮問のとおり実施されるよう要望します。」という内容となっております。こちらにつきましては、社会教育法第13条で「地方公共団体が社会教育関係団体の補助金を交付する場合は、予め社会教育審議会の意見を聞いて行わなければならない」という規定に基づき、諮問答申が行われたものでございます。2月12日の教育委員会定例会でご審議をいただいた「平成31年度社会教育の予算概要及び主要事業のうち社会教育に係る主要事業及び社会教育団体補助」について、諮問のとおり3月19日に議決し、平成31年度予算案に基づき実施するよう答申をいただいたものです。説明は以上です。

「高本教育長」 この答申についての経緯、規定等についてはご説明いただいたとおりです。社会教育審議会へ諮問した内容について、ただ今示された答申があったとのことでした。この件について、何かご質疑がございますか。特になければ採決を行いたいと思います。本案は原案のとおり可決するという事でご異議ございませんでし

ようか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認めます。日程第8、第13号議案「豊川市社会教育審議会の答申について」は、原案のとおり可決をいたしました。

「高本教育長」 次に日程第9、第14号議案「豊川市立小中学校の規模に関する基本方針の策定について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

「酒井庶務課長」 それでは、第14号議案「豊川市立小中学校の規模に関する基本方針の策定について」を説明いたします。別冊の資料をご覧ください。基本方針の策定経過が書かれておりますが、昨年4月24日、年度当初の教育委員会定例会におきまして、本基本方針の策定スケジュール等の説明を始めとし、37、38ページにあります「豊川市の未来を拓く教育推進懇談会」を設置し、6月21日の第1回懇談会以降、委員の皆様にご意見を頂きながらパブリックコメント用の基本方針案を策定しまして、12月26日から1か月間、広く市民からの意見募集を行いました。その後、2月18日に開催した第5回懇談会におきまして、本基本方針の最終案がまとまりましたので、本日、ここに「豊川市立小中学校の規模に関する基本方針」の最終案として提出させていただくものです。策定経過につきましては、教育委員会定例会におきましても適宜、報告をさせていただいておりますので、本日は最終案の詳細な説明は省略いたします。本基本方針は、少子化の進行により、今後、複式学級の編制が必要となる小学校の出現が予測されることや、学校施設の老朽化が進行していることなどを背景に、小規模校に対しメリットの最大化とデメリットの緩和に配慮した教育活動が行えるよう支援していきませんが、複式編制には様々な課題があることから、本市としては複式編制を回避するという方針のもと、地域住民の十分な理解と協力を得ながら、学校統合、通学区域の見直し、学校選択制、小中一貫教育の4つの具体的な取組を想定しつつ課題解決に取り組んでいくという内容となっております。簡単ではありますが、第14号議案の説明を終わります。

「高本教育長」 小中学校の規模に関する基本方針につきましては、これまでも度々その状況に応じて教育委員会定例会にもお示しをいただきました。前回はパブリックコメントで市民の方のご意見を受けての対応等についても提案がなされ、承認されたところです。その後、総合教育会議で市長を交えての会議でも示されておりますので、委員の皆様も内容については重々ご承知かと思えます。本日、ここで最終案が承認されれば基本方針がこれで確定となります。この件で、何かご質疑等がありましたらお願いします。

「林委員」 基本方針には全く異論はありませんが、ここに書いてある内容の中で、学校規模のメリットを最大限に生かすということが非常に大きなポイントになると思うのですが、これについては各学校に任せていくのでしょうか。それとも教育委員会として方針を出していくのでしょうか。その辺りを教えてください。

「酒井庶務課長」 教育委員会でもすでに様々な施策を通して小規模校のメリットを

最大限に生かすことやデメリットの緩和に向けた取り組みを行っていますが、今後の対応としては、教育委員会としても支援を進めていきたいと考えております。

「林委員」 それは非常に有難いと受け止めたのですが、小規模校には小規模校のメリットがありますし、中規模校には中規模校でメリット、デメリットがあります。大規模校もやはり同じ事が言えると思います。一番大事なものは、メリット、デメリットを校長が自覚できているかということ、そこが非常に大事だと思います。

「菅沼委員」 普通、メリットやデメリットは共有するものかもしれませんが、校長先生方がそれをメリットと考えているかデメリットと考えているかは分かりにくいので、教育委員会が「これはメリット」、「これはデメリット」と決めるのは難しいところだと思います。

「林委員」 難しいですね。とにかく「学校規模のメリットを最大限生かす」という事ですから、その一番の柱をどうしていくのかが気になります。

「菅沼委員」 何をメリットとするかをきちんと考えられるかという事ですね。

「林委員」 例えば、地域の方が「うちの学校の規模から言うとメリットは何か、デメリットは何か」と聞かれた時に、校長がきちんと答えないといけないと思うのです。

「菅沼委員」 それを校長に託すのか、全体で共有するかということですね。

「林委員」 そういうことも含めてです。

「高本教育長」 デメリットは気づきやすいと思うのですが、うちの学校のメリットは何かと問われた時に、何でしょうと言っているようでは頼りないですね。その辺りを教育委員会としてどう考えるかですが、先ほど庶務課長が支援すると言ったのは、直接一つひとつのケースを支援するという意味ではないように思います。ただ、この規模の学校のメリットとしてはこういう部分ではないですかというような働きかけがあれば、地域の方から尋ねられた時に、校長が「うちの学校のメリットを生かすためにこういう学校経営方針を立てました」とか「今年はこういう事で子どもたちと職員で力を合わせて取り組んでいきます」と答えることで、地域の方々はある意味納得して下さると思いますし、安心して応援していただけるだろうということだと思います。その辺りについて、今すぐの対応はないと思いますが、何か事務局側で具体的にありますか。

「関原教育部長」 資料編になりますが、基本方針の40ページ以降に小規模校に関して国が示す運営上の課題や影響などを載せています。42ページからはメリットの最大化策についても示してあるので、しっかり校長に読み込んでいただいて、こういったところも意識してもらうことが一つと、48ページ以降に中学校区ごとの人口動向や通学距離なども書いてありますので、各学校がこれからどのような傾向にあるのかということも見ていただく中で自分たちの課題を認識していただく必要があります。現在でも小規模校は小規模校なりに各地域としっかり結びついて、例えば萩小であれば野鳥観察などをやっていますので、うちの学校はこういうところが強みだということも意識していただきたいです。その他、教育委員会として支援している内容として、



学級運営支援員について言いますと、来年度は4月当初から26名を配置しますが、大きい学校でも小さい学校でも各1名配置することを考えています。そういった所でも小規模校にメリットがあると思いますし、ICTの関係で言えば、どのような規模の学校でも1学級当たり10台のタブレットを用意しようと考えていますので、小規模校であれば1人当たりの利用が増えるということもあります。そういった色々な施策の中で小規模校としてのメリット、デメリットを意識しながらやっていく事は出来ると思います。そうした中で、複式学級になる可能性が出てきた場合は、その兆候があった段階で地域に入っていく、色々な解決策を考えたいと思っています。今回の基本方針にこの部分を中心に増やした事は意義があると思います。

「高本教育長」 関連してご意見がありますでしょうか。校長会で配付すると思いますが、ご意見にありましたように地域の方から「うちの学校はどうか」という声が出てくる可能性は十分ありますので、校長先生方にはしっかり中身を読んでいただいて、地域から質問があった場合の対応なども学校として考えていただく事も付け加えて、資料配付をお願いしたいと思います。2月18日に今年度最後の推進懇談会があったとのことですが、推進懇談会の委員からは何かご意見やご要望はありましたか。

「酒井庶務課長」 今まで議論を重ねてきたので、特にはありませんでした。

「高本教育長」 6人の懇談会委員の皆様も、この最終案については特別ご意見、ご要望はなかったということです。他にはよろしいでしょうか。なければ採決を行います。本案は原案のとおり可決するという事でご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認めます。日程第9、第14号議案「豊川市立小中学校の規模に関する基本方針の策定について」については ただ今の原案のとおり可決いたしました。

「高本教育長」 続きまして、日程第10、その他報告「平成31年3月定例市議会における教育問題について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

「関原教育部長」 「平成31年度3月定例市議会における教育問題について」を資料に基づいて説明。

「高本教育長」 ただ今の報告について、何かご質問がありましたらお願いします。

「戸苅委員」 いじめ・不登校の対応について、「魅力ある学校づくりの研究委嘱を活用しながら対応を進めていきたい」とありますが、卒業式になると不登校の児童生徒が卒業証書をどのように受け取るかという事が話題になります。校長室で受け取る子もいれば、卒業式に出られる子もいるとのことですが、合わせて話題になるのが、不登校の理由がいじめではなく朝起きられないということです。今は「起立性調節障害」と名前が付いてしまっていますが、これだけ多いと、私たち保護者の理解も必要ではないかと思えます。自分の子どもが「起立性調節障害」で不登校になっているという保護者の方は勿論、将来自分の子が登校できなくなってしまうかとも思っている方も含めて、この「起立性調節障害」について一度学校で取り上げて良いのではないか

と思います。例えば、学校の日に各学年で集会を開く時などに、専門の先生やカウンセラーの方からお話しいただいて、どのような病気かを理解した方が良い気がします。親子関係とも繋がりがあると聞いたことがあるので、専門の方のお話を聞くことで、子育てにおいてどこまで介入して良いのか、過保護になり過ぎていないかなど親として振り返るような機会を家庭教育として行っても良いのではないかと、今年特に思いましたので、意見として言わせていただきました。

「高本教育長」 事務局として、何かコメントはありますか。

「今泉教育部次長」 病名が付く事で、この子はそういう子だと仕立てしまうことは良くないと研修会等でもよく言われています。事例は少ないですが、臨床心理士が学校の日に保護者にお話しする機会を設けている所もあります。状況によって校長が判断されていると思いますが、戸蒔委員が言われたように、保護者の方に子育てについて振り返っていただくようなことを担任が面と向かって言う事は出来ないで、その辺りについては機会があれば是非設定して行くべきだと、今のご意見をお聞きして思いました。

「高本教育長」 関連して言うと、豊川特別支援学校の先生方に巡回で相談に入っていて、今はどちらかという教員対象となっていますが、そういう方に保護者の研修会、例えばPTAが研修会を行う時などに講師として来ていただくのも一つの手だと思います。専門的な立場で直接子どもを指導している方なので、対応についてもより具体的な話を聞かせてもらえるのではないかと思います。戸蒔委員のご意見も参考にして、どこかで情報提供していただけると良いかと思えます。

「渡辺委員」 教職員の長時間労働について、一昨日の新聞に、全国調査をしたところ小中学校が中々良くない、小学校は悪化しているという記事が出ていたので危惧しているのですが、具体的に豊川市の場合、今年度の初めにいろいろ計画をされて校長先生や学校ごとでも考えてこられたと思います。そういったものが実際に良い方に働いているか、時間が減っているかどうかについて教えてください。

「今泉教育部次長」 今年目標として、時間外80時間以上という過労死ラインを超える人を中学校では20%以内、小学校は5%以内に抑えるというのが目標でした。手元に資料がありませんので細かいデータはお伝えできませんが、達成できた月もあれば、出来ていない月もあります。新聞に載っていたのは11月の調査ですが、11月は学芸会などの学校行事が色々ありましたので達成出来ていません。ただ、トータルで見ますと、これまでよりも100時間超の人数がかなり減り、80時間から100時間が若干増えているような状況です。まだ達成は出来ていませんが、少しは良くなってきた印象はあります。ただ、来年の目標がゼロなので、今のままでは難しい状況です。

「林委員」 私も多忙化改善については非常に関心があるのですが、先ほど校長会が中心になってという文言がありました。私は、校長会に任せてしまうのはまずい気がします。というのは、校長先生方は平均以上に頑張られてきて、その頑張りが認められた方が校長になっているので、そういう方が時間短縮など出来ないように思います。

こういった事は外部の方にある程度入っていただいて問題点を指摘してもらわないと解決しないと思っています。私も校長の時にこれをやれと言われても正直出来ないですね。ですから思い切って外部の方や校長OBでもいいので、そういう方にある程度任せて見直してもらうことが解決への近道だと思うのですが、いかがでしょうか。

「今泉教育部次長」 今の状況としては、学校の中で出来る事は校長先生にお任せし、市全体に関わる事は一つの学校では決められませんので、校長会が中心となって動いています。例えば、中小体連の秋の大会をどうするかという事は、協会との調整が必要ですので、校長会として再来年から削減していくことの働きかけをしています。外部の方が入っていただければ当然大胆な発想もあると思いますが、急に変わるのは、子どもや保護者にとっても色々な思いがありますので、理解を得ながら少しずつ進めていければと思っています。外部の方に入っていただくという意見も一つの手であることは分かりました。話が変わりますが、先ほどの細かな数字がありましたので、よろしいでしょうか。

「高本教育長」 長時間労働の話ですね。

「今泉教育部次長」 80時間以上時間外勤務について、豊川市の11月の調査では、小学校が11.9%、12月が1%、1月が1.7%、2月が5.2%です。小学校は11月がとても多いですが、それ以降は2月が0.2%だけ多いという状態です。中学校は、11月が30.2%、12月が20.3%、1月が20.0%、2月が21.9%で目標の20%にかなり近いところまでになっております。

「渡辺委員」 今の数字はシーズンのものですか、それとも努力によるものでしょうか。

「今泉教育部次長」 とても努力しております。

「渡辺委員」 努力の結果が出ているということですね。

「今泉教育部次長」 はい。

「林委員」 土日は大丈夫ですか。部活以外で土日に出てきて頑張っている先生がいるという事を聞いているのですが、その時間は大丈夫ですか。

「今泉教育部次長」 その時間を含めた数字です。集計表には、土日に来てもその時間数を足しています。

「菅沼委員」 土日に1時間でもやっているということは、学校に来ているということですからね。家族を持っている方は、先生ご自身は不満ではないかもしれませんが、周りの人の協力があってのお仕事をされているので、やはり土日は休んでいただきたいですね。

「今泉教育部次長」 まだ先は長いです。

「菅沼委員」 先ほどの数字に関してですが、30.2%というのは全体の平均ですよ。

「今泉教育部次長」 はい、中学校全部です。

「菅沼委員」 学校によって差がありますか。例えば低いところは一生懸命減らして、多いところがあまり減っていないとか、そのような傾向はありますか。

「今泉教育部次長」 中学校ですと、増加傾向が4校、減少傾向が6校です。小学校は、増加が7校、変化なしが14校、減少が5校です。

「高本教育長」 それぞれの学校で努力していただいておりますが、数字として急激に何とかなるものではないのがもどかしい部分でもあります。引き続きの努力はしていただかなければならない事と、校長会にお任せではなく、色々な方のアドバイスを受けてはという事ですが、渡辺委員は企業でこのような事も取り組んでこられた方ですので、そう意味でのノウハウはお持ちだろうと思いますがいかがですか。

「渡辺委員」 例えば、トヨタのQC改善運動などは皆さんもご存知だと思うのですが、ストップウォッチを持って一つの工程が何秒かかる、それをどう改善していくかという非常に細かい所の一つひとつの積み重ねをしています。学校の先生方がどこまでそういう事が出来るかは想像が付きませんが、そういう意味では本当に一つひとつの積み重ね、それから、先ほど林委員が言われた外部からの意見というか、大胆な改革と言いますか、そういうものの両方が必要だと思います。色々な考えを取り入れる事が大切だと考えます。

「高本教育長」 とても貴重なご意見をいただいたと思います。要するに、単に外からやりなさいと外圧でやってしまうと不満が残ってしまい、それに従い難い心情が働いてしまいますので、自分たちも何とかしていききたいという思いが両方ないと中々実績に結びついていかないという事かと思えます。ただ今のご意見はとても貴重なご意見だと思います。他にご意見等はございますか。

「林委員」 海軍工廠の遺構の保存について伺いたいののですが、文化庁から「史跡として文句のないものとまでは言えない」というコメントがあったということですが、これは具体的にどういう事でしょうか。

「前田教育部次長」 ここに書かれているのは今から約10年前の話ですが、当時文化庁は全国で約50箇所の戦争遺跡をリストアップして、その詳細調査を行いました。豊川海軍工廠跡地には、平成16年に文化庁の委嘱を受けた専門家が詳細調査ということで現地へ入っています。その調査結果が、早ければ平成18年くらいに調査報告書として出る予定だったのですが、実は未だに出ておりません。当時は文化庁の報告書が出れば、そこに何らかの、国が指定をするかどうかの指針になるような事が書かれるだろうという期待があったのですが、それが出なかったため、平成20年に当時の名大関係者が文化庁に問い合わせたところ、当時の文化庁からこのようなコメントがあったということです。要は、18ヘクタール全体を今すぐ国が正式に指定するかと言えば、それはちょっと不十分なところもあるくらい感じます。ただ、今年の1月に共産党の代議士が、文化庁の機関、文科省、名古屋大学に問い合わせをした時には、文化庁サイドは今の段階であれば18ヘクタール全体を史跡にすることも検討に値すると答えたようです。10年が経過する中で文化庁の認識も少し変わってきたようですが、すぐに指定するかというと、所有者である名古屋大学がどう考えているかというのが大優先であることには変わりありません。

「菅沼委員」 平和公園の整備検討委員会自体はどうなったのでしょうか。

「**関原教育部長**」 もうありません。

「**菅沼委員**」 名古屋大学がスポット公園を整備するということですか。

「**関原教育部長**」 例えば、全体を売るという話になっても、この爆撃を受けたところをスポット的に市として整備するにあたって、皆さんの浄財を使っても良いのではないかということですが、私どもからすると副市長も踏み込んだ発言をされたと思っています。

「**菅沼委員**」 スポット公園などを考えているのでしたら、また委員会を立ち上げていただければと思いました。

「**関原教育部長**」 どちらにしても平成42年以降の話になります。それまでは名古屋大学が使用しています。

「**高本教育長**」 工場用地の中のスポット公園というイメージがあまり浮かばないですね。そこに入った工場が喜ばない気がします。

「**関原教育部長**」 工場にしないで、緑地を生かす部分を残すイメージですね。

「**高本教育長**」 そういう形でないと出来ないですよ。私から一つ質問ですが、スポーツ合宿の支援について、東京オリンピックへの関心も高くなっているので、新たな試みとしてとても良い企画だと思うのですが、いわゆる豊川市のスポーツ施設として高校生くらいの活用なら色々対応出来るかと思えますけれど、例えば大学のスポーツ関係や実業団のスポーツ関係団体に見合うだけの施設を豊川市として持っているのでしょうか。あるいは、それに合わせて多少整備をしていかなければならない状況にあるのでしょうか。

「**戸荻スポーツ課長**」 このスポーツ合宿の制度を導入するに当たって、現在どのような団体がどの施設を使用しているかについて簡易な調査をしたのですが、御津体育館に名古屋の高校生がバドミントンの合宿に来ていたり、陸上競技場に市外、県外から合宿に来ていたりしているということは把握しています。高校の団体が多いですが、中には大学生が陸上競技場を使っているケースもありますので、3種公認の陸上競技場があるということはすごい財産であると思っています。上をいえばキリがないですが、合宿をする程度でしたら大学も高校も使えると思います。実業団は拠点となる陸上競技場などの施設を持っていることが多いので、特に豊川で行うことはあまりないように思います。それに関係するかどうかは分かりませんが、サッカーで言うと、大学の「スプリングカップ」というJリーグのスカウトが来るようなレベルの高いサッカー大会が豊川市で年に1回開催されていますので、その点については施設が有効活用されていると思います。

「**高本教育長**」 ありがとうございます。来ていただくのは有難いですが、来ていただくに見合った施設がないと中々難しいと思ったので聞かせていただきしました。他に何かありますでしょうか。特になければ、以上で日程第10、その他報告「平成31年3月定例会市議会における教育問題について」の報告は終了とさせていただきます。

本日の会議に付議されました案件は以上ですので、これで本委員会は閉会といたし

ます。

(午後 3 時 4 8 分 閉会)